

沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設に伴う設計変更に対する県の不承認処分をめぐる訴訟で、県の上告を棄却した最高裁判決に従わず設計変更を承認しないのは「違法」だとして、國は「代執行」着手に向けて県を訴訟しました。この問題について、東京都立大学法学部の木村草太教授（憲法学）に話を聞きました。（小林司、写真も）

憲法・法解釈に重大な問題

最高裁の判決とは、憲法解釈、法解釈という点で、重大な問題があります。國が「代執行」訴訟を突き進む前提となっている、この判決には根本的問題があるのです。

日米地位協定と

地方自治の本旨

憲法9条は「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」と書いています。ここでいう「地方自治の本旨」とは、「住民自治」「団体自治」ないし、地方公共団体の内

沖縄・新基地めぐる最高裁判決

東京都立大教授（憲法学）木村 草太さん



治権を制限するのか法律の根拠が必要です。

しかし、それがどうした法律は整備されどおり、日米安保条約と日米地位協定といふ条約だけに歸づいて自治権が制限される形になってしまっています。

また憲法9条は、特定の地方自治体の負担を課す法律は、住民投票で承認をうけない限り成立しないと定めています。

憲法9条は、住民投票で承認をうけた後は、住民投票で承認をうな内容は入っていません。日本政府が必要だと判断すれば、どこにでも基地を置くことになります。米軍基地が設置される造れど、日本政府が土地を所有していないなくても、収用して基地を造れることがあります。

そこで、地方公共団体の内

で訴えてきた、基地設置に伴う自治権制限には法律の根拠が必要ではないかという主張は妥当です。

米軍基地設置に

法律の根拠なし

憲法は内閣の判断と衆議院の承認だけで成立する法律とは別の法形式です。条約で、いつでも好きな場所の自衛権を制限できるといふ状況は、地方公共団体の文書に反します。基地設置に伴い自治体になりつつある責任を果たさず

いた、その使用に関する法的根拠を欠いている状態であるといえます。一部の行政不服審査を使って國土交通相に審査を求めるところでは、國が國を放棄したことによっては、多くの行政法律を最高裁が過認した」という主張は妥当です。

それで、基地設置に伴う自治権制限には法律の根拠を欠いている状態あります。一部の行政不服審査を使って國土

交通相に審査を求めるところでは、國が國を放棄したことによっては、多くの行政法律を最高裁が過認した」という主張は妥当です。

例えば、ある団体の土地全体を基礎にするし日本兩政府が決めたら、自治体はほぼ消滅しますが、それを法律の根拠なしに決めてしまっていません。これが、沖縄だけではなく、各地で起つてしまった危険があります。

したがって、その結果を防ぐための対策としては、裁判所が仕事をしていく必要があります。裁判所が仕事をしていくための問題は、民意を通じた民主主義のプロセスをどのようにして実現させるか、あるいは裁判所は司法が最大の責任を負っていること、それを實現する必要があることです。

こうした観点からすれば、最高裁は法的根拠を欠いていることを認め、仕事を放棄したのです。

ですから、沖縄県が新基地を明確に定めた法律を国会で定める必要がありま

る。県の不承認処分をめぐり、防衛省沖縄防衛局が行政不服審査を使って國土交通相に審査を求めるところでは、國が國を放棄したことによっては、多くの行政法律を最高裁が過認した」という主張は妥当です。